

実績報告時提出チェックリスト

企業名	
提出日	令和3年 月 日

本報告に係る連絡先住所 ※当該企業の事業所住所に 限ります(提出代行者は不可)。 ※ビル名もご記入ください。	
---	--

※「提出」の欄には提出する書類に○をつけてください。

提出	東京都 確認	No	書類名	提出部数	※備考
<input type="radio"/>		1	実績報告書(様式第6号)	原本1部	
<input type="radio"/>		2	改正した就業規則、当該規則に連携する規程及び新旧対照表	写し1部	※募集要項P12※1参照
<input type="radio"/>		3	社内周知及び社外周知に使用した資料	写し1部	
<input type="radio"/>		4	社内外に周知したことが分かる社内掲示の写真、作成チラシ、インターネット、ホームページ、求人サイトの掲載画面の写しなど	原本または 写し1部	
<input type="radio"/>		5	事業所一覧(実績報告時点のもの)	原本1部	
<input type="radio"/>		6	出勤簿 (申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を提出した 2人分について獎励実施期間3か月分)	写し1部	※募集要項P12※2※3参照
<input type="radio"/>		7	支払金口座振替依頼書(東京都指定様式)	原本1部	
<input type="radio"/>		8	振込口座の通帳またはキャッシュカード等の写し	写し1部	
<input type="radio"/>		9	委任状	原本1部	【必要に応じ提出】 ※実績報告時の書類提出を代理人に依頼する場合



令和3年 月 日

東京都知事 殿

個人の住所地

[REDACTED]

企業等の所在地

[REDACTED]

企業等の名称

[REDACTED]

代表者職・氏名

[REDACTED]

印

実績報告書

育児・介護からのジョブリターン制度整備奨励金（以下「奨励金」という。）について、奨励金交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 奨励事業実施期間

令和3年 9月1日～令和3年11月30日

2 実績報告額

金 200,000 円

3 他の奨励金との併給状況

支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種奨励金のうち、国、都又は区市町村が実施するもの（国、都又は市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）の受給について

受給なし
 受給予定
 受給済み

※「受給なし」「受給予定」「受給済み」のいずれかに○をすること。

4 連絡先

部課係名	[REDACTED]
職・担当者氏名	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED] FAX番号 [REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]



様式第6号（第13条関係）別紙1

取組の実施状況

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	結婚（妊娠に向けての知識の取得、体調管理等を行うことを含む）・配偶者の転勤、妊娠・出産・育児・介護・自己啓発（就学・資格取得等）・私傷病
② 対象者の年齢	定めず（退職時に1年以上在籍していた者）
③ 対象者は退職後何年以内か	5年以内
④ 再雇用時の待遇について	原則正社員として雇用する。待遇は退職前の配置、賃金、資格を評価して決定する。退職から再雇用までの間は他の事業主のもとで就業された実績がある場合は当該業務内容、経験年数を評価する。また、退職から再雇用までの間に職業訓練の受講や資格取得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績も評価するものとする。
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の待遇について	再雇用した後の配置・昇進・昇給等の待遇については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発等の実績を踏まえて取り扱うものとする。
⑥ その他会社独自の制度	勤務日、勤務時間等労働条件で本人の希望がある場合は、パートタイマーすることもある。
2 社内及び社外への周知	
① 周知日	令和3年10月29日
② 周知方法	全体での朝礼時に内容説明と事務所内掲示場所及び応接室に内容掲示
3 制度導入日	
令和3年11月1日	

令和 3 年 10 月 29 日

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	結婚（妊娠に向けての知識の取得、体調管理等を行うことを含む）・配偶者の転勤、妊娠・出産・育児・介護・自己啓発（就学・資格取得等）・私傷病
② 対象者の年齢	定めず（退職時に 1 年以上在籍していた者）
③ 対象者は退職後何年以内か	5 年以内
④ 再雇用時の待遇について	原則正社員として雇用する。待遇は退職前の配置、賃金、資格を評価して決定する。退職から再雇用までの間は他の事業主のもとで就業された実績がある場合は、当該業務内容、経験年数を評価する。また、退職から再雇用までの間に職業訓練の受講や資格取得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績も評価するものとする。
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の待遇について	再雇用した後の配置・昇進・昇給等の待遇については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発等の実績を踏まえて取り扱うものとする。
⑥ その他会社独自の制度	勤務日、勤務時間等労働条件で本人の希望がある場合は、パートタイマーとすることもある。
2 制度導入日	
令和 3 年 11 月 1 日	

※掲載枚数
4

ジョブリターン規程

(ジョブリターン制度の目的)

第1条 会社は、結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児・介護等を理由として退職した従業員が一般より優先的に再雇用できる制度（ジョブリターン制度という）の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(再雇用時の資格要件)

第2条 再雇用を希望する者は、再雇用の申し出の時点において次に定める要件をすべて満たしていることを要する。

- (1) 退職に際して、就業が可能になったときに事務所に再雇用されることを希望する旨を予め申し出たこと
- (2) 退職理由が、結婚（妊娠に向けて知識の習得、体調管理等を行うことを含む）・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児・介護・自己啓発（就学・資格取得等）・私傷病のいずれかであること
- (3) 退職時に1年以上在籍していた者で、退職後の離職期間が5年以内であること
- (4) 退職理由となった事由が解消し、職場復帰する環境が整っていること
- (5) 心身ともに健康であり、職務遂行において支障がないこと

(退職時の手続き)

第3条 退職時に、退職理由及び再雇用を希望する旨を書面により事務所に申し出ること。会社は、この者をジョブリターン制度登録者名簿に記録する。

(採用)

第4条 中途採用を行う場合は、ジョブリターン制度登録者を優先的に採用する。ジョブリターン制度登録者から応募があった場合は、本人の経験、能力等を勘案し優先的に採用するよう努める。

(再雇用時の待遇)

第5条 ジョブリターン制度登録者を再雇用する場合は、原則正社員として雇用する。

待遇は退職前の配置、賃金、資格を評価して決定する。退職から再雇用までの間に他の事業主のもとで就業された実績がある場合は、当該業務内容、経験年数を評価する。また、退職から再雇用までの間に職業訓練の受講や資格取得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績も評価するものとする。

ただし、勤務日、勤務時間等労働条件で本人の希望がある場合は、パートタイマーとすることもある。

(再雇用後の配置・昇進・昇給等の待遇)

第6条 ジョブリターン制度登録者を再雇用した後の配置・昇進・昇給等の待遇については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績等を踏まえて取り扱うものとする。

附則

令和3年1月1日より施行する。

新旧対照表

条文	改 正 前	改 正 後
就業規則 第 31 条	(年次有給休暇) 第 5 ~ 6 項 第 7 ~ 13 項 なし	第 31 条 (年次有給休暇) 第 5 項 ~ 11 項新設 第 5 ~ 6 項移行 第 12 ~ 13 項
第 32 条	(半日単位年休) 第 1 項	第 32 条 (半日単位年休) (修正) [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
第 33 条	(年次有給休暇の取得手続)	第 33 条 (年次有給休暇の取得手続) 削除 以下条数繰り上げ
第 43 条	(介護休業及び介護短時間勤務) 第 3 項	第 42 条 (介護休業及び介護短時間勤務) (修正) 3 第 1 項の介護休業は、1 人の対象家族につき原則 3 回、通算して 93 日を限度とする。
第 44 条	(子の看護休暇及び介護休暇) 第 4 項 なし	第 43 条 (子の看護休暇及び介護休暇) 4 (新設) 子の看護休暇及び介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができるものとする。 5 (新設) 子の看護休暇及び介護休暇の期間は無給とする。
第 101 条	なし	第 101 条 (新設) (ジョブリターン制度) ジョブリターン制度については、別

附則		に定めるジョブリターン規程に定め るところによる。 3 この規則は令和 3 年 11 月 1 日か ら改訂施行する。(第 101 条追加) 「ジョブリターン制度」を制定する。

監督署届出印
が必須にあります。

卷之三

卷之三

命理学 (10) 29

卷之三

(アリターナ制御の目的)
車速時は、走行・停止・停止・出発・着陸・着陸・停止の動作として用いられた荷重負担・走行・停止・停止・停止・出発・着陸・着陸・停止の動作として用いられた

卷之四

- （解説）の（解説）
（解説）の（解説）
（解説）の（解説）

Wing

卷之三

- 中華書局影印
新編全蜀王集

卷之三

- （三）「新文化」的發展：「新文化」的發展，是中國近世社會思想文化的一個重要變遷，它在中國近世社會思想文化史上占有重要地位。

卷之三



六
六
六

⑨

ジョブリターン規程

(株式) 社内及び社外適用

令和3年10月29日

(ジョブリターン制度の目的)

第1条 本規程は、社員・配属者の勤務・休暇・出張・育児・介護等を理由として退職した従業員が一般より優先的に再雇用できる制度(ジョブリターン制度という)の取り扱いに付し、必要な事項を定める。

(内雇用時の資格要件)

第2条 内雇用を希望する者は、内雇用の申し出が内規において既に定める要件をすべて満たしていることを要する。

(1) 退職に際して、就業が可能になったときに本規程に内雇用されることを希望する旨を明確に示したこと

(2) 退職者が、結婚(妊娠)に向けて知識の習得、休業管理等を行うことを含む)・配属者の勤務・社外・出張・育児・介護・自己啓発(医学・資格取得等)・私営店のいずれかであること

(3) 退職時に1ヶ月以上在籍していた者で、退職後の就業期間が年内であること

(4) 退職理由となつた事由が解消し、就業復帰する意欲が整っていること

(5) 心身ともに健康であり、就業運行において支障がないこと

(退職時の手続き)

第3条 退職時に、退職理由及び内雇用を希望する旨を表明により事務所に申し出ること。

事務所は、この旨をジョブリターン制度登録者名簿に記録する。

(作用)

第4条 中途採用を行う場合は、ジョブリターン制度登録者を優先的に採用する。

ジョブリターン制度登録者が本人の意思があつた場合は、本人の経験、能力等を踏まし優先的に採用する場合もある。

(内雇用時の特徴)

第5条 ジョブリターン制度登録者は内雇用する場合は、明細記載として雇用する。

内雇用の範囲、賞金、資格を評価して決定する。退職から内雇用までの間に他の事業主との間で就業された実績がある場合は、当該業務内容、経験年数を評価する。また、退職から内雇用までの間に職業訓練の受講や資格取得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績も評価するものとする。

(内雇用後の範囲・賞金・資格等の待遇について)

内雇用した後の就業・昇進・昇給等の待遇については、退職前の就業実績及び退職から内雇用までの就業実績、能力開発等の実績を踏まえて取り扱うものとする。

① その他会社就員の制度
就業日、勤務時間等労働条件で本人の希望がある場合は、パートタイムとしていることある。

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について	
1. 対象とした就業の内容	
① 就業者の退職理由	
就職(日給に相当する也請の代行、休業管理等を行うことを含む)・配属者の勤務・社外・出張・育児・介護・自己啓発(医学・資格取得等)・私営店	② 就業者の年齢
定めず(退職時に1年以上在籍していた者)	③ 就業者は退職後何年以内か
5年以内	④ 内雇用時の就業について
内雇用員として雇用する。就遇は退職前の就業・賞金・資格を評価して決定する。退職から内雇用までの間に他の事業主のものとて就業された実績がある場合は、当該業務内容、経験年数を評価する。また、退職から内雇用までの間に職業訓練の受講や資格取得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績も評価するものとする。	⑤ 就業用後の範囲・賞金・資格等の待遇について
内雇用した後の就業・昇進・昇給等の待遇については、退職前の就業実績及び退職から内雇用までの就業実績、能力開発等の実績を踏まえて取り扱うものとする。	⑥ その他会社就員の制度 就業日、勤務時間等労働条件で本人の希望がある場合は、パートタイムとしていることある。
2. 制度導入日	令和3年11月1日

※文書は、正体字で記入して下さい。



(手書き)

ジョブリターン規程

(ジョブリターン制度の目的)

第1条 この規定は、結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児・介護等を理由として
(以下「会社」という)を退職した従業員が一般より優先的に再雇用できる制度(ジョブ
リターン制度という)の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(再雇用時の資格要件)

第2条 再雇用を希望する者は、再雇用の申し出の時点において次に定める要件をすべて満たしている
ことを要する。

- (1) 退職に際して、就業が可能になったときに会社に再雇用されることを希望する旨を予め申し出
したこと
- (2) 退職理由が、結婚(妊娠に向けて知識の習得、体調管理等を行うことを含む)・配偶者の転勤・
妊娠・出産・育児・介護のいずれかであること
- (3) 退職時に1年以上在籍していた者で、退職後の離職期間が3年以内であること
- (4) 退職理由となった事由が解消し、職場復帰する環境が整っていること
- (5) 心身ともに健康であり、職務遂行において支障がないこと

(退職時の手続き)

第3条 退職時に、退職理由及び再雇用を希望する旨を書面により会社に申し出ること。

会社は、この者をジョブリターン制度登録者名簿に記録する。

(採用)

第4条 中途採用を行う場合は、ジョブリターン制度登録者を優先的に採用する。

ジョブリターン制度登録者から応募があった場合は、退職前の本人の経験、能力等を勘案し優
先的に採用するよう努める。

(再雇用時の待遇)

第5条 ジョブリターン制度登録者を再雇用する場合は、原則正職員として雇用する。

ただし、勤務日、勤務時間等労働条件で本人の希望がある場合は、パートタイマーとすること
もある。

待遇は退職前の配置、賃金、資格を評価して決定する。退職から再雇用までの間に他の事業主
のもとで就業された実績がある場合は、当該業務内容、経験年数を評価する。また、退職から
再雇用までの間に職業訓練の受講や資格取得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績も評
価するものとする。

(再雇用後の配置・昇進・昇給等の待遇)

第6条 ジョブリターン制度登録者を再雇用した後の配置・昇進・昇給等の待遇については、退職前の
勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績等を踏まえて取り扱うものとす
る。

附 則 令和3年12月1日より施行する。

